

第2号協議案

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の  
一部を改正する条例（案）外一件について

上記協議案を提出する。

平成29年2月2日

都区協議会会长  
小池百合子

（説明）

地方自治法第282条の2第2項の規定に基づき、都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部改正外一件について協議する必要があるので、この案を提出する。



都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（案）について

## 一 改正の目的

都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十六号）の施行による地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の改正等に伴い、規定を整備する。

## 二 改正の内容

単位費用（第十条別表関係）を改めるほか、題名及び交付金総額並びに基準財政収入額の算定方法に関する規定を改める。

三 施行期日

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに次項及び附則第七項の規定 平成三十一年四月一日

二 第三条並びに附則第三項から第六項まで及び第八項の規定 平成三十二

年四月一日

第

号  
議  
案

例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する條  
右の議案を提出する。

平成二十九年  
月  
日

提出者

東京都知事

小

池

百

合

子

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条

例

第一条 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都條

例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費	人口	
1 議会総務費	一人につき	二五、八一六円

							1	社会福祉費	人口	一人につき	一三、七三三円
							2	老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	六四、五九三円
							3	生活保護費	被保護者数	一人につき	一八四、二六五円
							4	児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき	一四二、四一五円
							5	国民健康保険事業助成費	私立保育所入所児童数	一人につき	一、二五〇、六五一円
							6	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき	七六、五四一円

三 衛生費	四 清掃費	四 清掃總務費	三 衛生費	五 經濟労働費	六 土木費	1 建築公害費
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
九、二四六円	四五九円	一、四五六円	二、五八五円	三九五円	五七、九九三円	二、六三五円

人口	一人につき	一、〇五八円	道路面積	一平方メートルにつき	一二九円	都市整備費	2
公園面積	一平方メートルにつき	一、五八五円	教育費	公園費	3	道路橋りよう費	3
児童数	一人につき	二四、八〇〇円	学級数	一学級につき	一、〇一一、四二四円	小学校費	1
学校数	一人につき	九四、一五一、九九六円	生徒数	一校につき	一、〇一一、四二四円	中学校費	2
学校数	一人につき	二六、六三五円	学級数	一学級につき	一、〇一一、四二四円	小学校費	1
幼稚園数	一人につき	九五、八三六、〇八九円	学校数	一校につき	一、〇一一、四二四円	中学校費	2
その他他の教育費	一人につき	二六、三七八円	児童生徒数	一人につき	一、〇一一、四二四円	小学校費	1
3	一箇所につき	四〇、七八六、六三八円					3

一 議会総務費		二 投資的経費	八 その他諸費	
1 議会総務費	2 財産費		3 その他行政費	人口
二 民生費			元利償還金	人口
			年度支払額	
人口		人口	一円につき	一人につき
			一円につき	
一人につき		一人につき	一円につき	一人につき
			一円	六、二九七円
			一円	
九六九円			一一、九〇二円	

六 1 建築、公害費	五 1 土木費	四 2 経済労働費	三 1 衛生費	二 2 老人福祉費	一 3 児童福祉費	社会福祉費
人口	人口	人口	人口	人口	十五歳未満人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
七六〇円	一三一円	一六九円	二九一円	一一、八二三円	三、八一七円	四三五円

する。  
。

**第二条** 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を次のように改正

第十二条第一項中「同法第二百四十三条第一項」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法第二百四十三条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（次項において「自動車取得税交付金」という。）並びに地方税法等の一部を改正する等の法律第二条の規定による改正後の地方税法（次項において「平成二十八年改正後の地方税法」という。）第二百七十七条の六第一項」に、「自動車取得税に」を「環境性能割に」に、「自動車取得税交付金」を「環境性能割交付金」に改め、同条第二項の表二の項の次に次のように加える。

---

二の二 平成二十八年改正後の地方税法第四百四十二条第一号に

規定する軽自動車税の環境性能割

第十二条第二項の表十の項の次に次のように加える。

十の二 環境性能

前三年度に交付された交付金の額

割交付金

第三条 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「都と特別区及び」を「都及び特別区並びに」に改める。

第三条第一項中「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の四の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基

幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数であん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）と、「百分の五十五を乗じて得た額」の下に「（次項において「交付金総額」という。）」を加え、同条第二項中「、当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「、当該年度における調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に百分の五十五を乗じて得た額（以下この項において「交付金見込額」という。）に、「又は当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「又は当該年度における交付金見込額」に改め、同項第一号及び第二号中「調整税の収入額に百分の五十五を乗じて得た額」を「交付金総額」に、「調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「交付金見込額」に改める。

第十二条第一項中「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十

三号）第二条の規定による改正前の地方税法第百四十三条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（次項において「自動車取得税交付金」という。）並びに地方税法等の一部を改正する等の法律第二条の規定による改正後の地方税法（次項において「平成二十八年改正後の地方税法」という。）を

「同法」に改め、同条第二項の表中

二 軽自動車税

二の二 平成二十九年改正後の地方税法第四百四十二条第一号に規定する軽自動車税の環境性能

前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額

方税法第四百四十二条第一号に

規定する軽自動

車税の環境性能

を

一 割

二 軽自動車税

一 環境性能割

前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額に改

二 種別割

前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額

め、同表十の項を削り、同表十の二の項を同表十の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに次項及び附則第七項の規定 平成三十一年四月一日

二 第三条並びに附則第三項から第六項まで及び第八項の規定 平成三十二年四月一

日

(都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年東京都条例第八十号。次項において「平成十九年一部改正条例」という。)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成二十四年度以後の各年度」を「平成三十一年度」に改め、「、当分の間」を削り、「並びに同法第一百四十三条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金(以下「自動車取得税交付金」という。)」を「の収入見込額に」に、「、同法第一百四十三条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金(以下「自動車取得税交付金」という。)及び」を「並びに」に改め、「とされる地方特例交付金」の下に「の収入見込額に」を加える。

3 平成十九年一部改正条例の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成三十一年度」を「平成三十二年度以後の各年度」に改め、「においては」の下に「、当分の間」を加える。

(経過措置)

4 平成三十二年度に限り、第三条の規定による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第一項の規定の適用については、同項中「収入額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）

第五十七条の二の四の規定による率」とあるのは「収入額（平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）に百分の二・四」と、「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方

税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

5 平成三十三年度に限り、新条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「額を」とあるのは「額（以下この条において「法人の事業税額」という。）の三分の一に相当する額を」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、法人の事業税額の三分の二に相当する額を各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

6 平成三十四年度に限り、新条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「額を」とあるのは「額（以下この条において「法人の事業税額」という。）の三分の一に相当する額を」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、法人の事業税額の三分の一に相当する額を各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第

一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

7 平成三十一年度に限り、第二条の規定による改正後の都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例第十二条第二項の表二の二の項中「前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額」並びに同表十の項及び十の二の項中「前三年度に交付された交付金の額」とあるのは、それぞれ「東京都規則で定めるところにより算定した額」と読み替えるものとする。

8 平成三十二年度から平成三十四年度までの各年度に限り、新条例第十二条第二項の表二の項1中「前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額」及び同項2中「前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額」並びに同表十の項中「前三年度に交付された交付金の額」とあるのは、それぞれ「東京都規則で定めるところにより算定した額」と読み替えるものとする。

(提案理由)

都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十六号）の施行による地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

第一条による改正（都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例）

（昭和四十三年東京都条例第十五号）新旧対照表（抄）

改正案（平成二十九年四月一日施行）

第一条から第十八条まで

（現行のとおり）

別表（第十条関係）

一 経常的経費

現行（平成二十九年三月三十一日現在）

第一条から第十八条まで

（略）

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費	人口	一人につき 二五、八一六円
1 議会総務費	人口	一人につき 一三、七三三円
二 民生費	人口	一人につき 六四、五九三円
1 社会福祉費	人口	一人につき 一八四、二六五円
2 老人福祉費	人口	一人につき 一四二、四一五円
3 生活保護費	人口	一人につき 一、二五〇、六五一円
4 児童福祉費	人口	一人につき 六四三、四四八円
5 国民健康保険事業助成費	被保険者数	一人につき 三三、〇六三円
6 後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき 七六、五四一円
四 清掃費	人口	一人につき 九、二四六円
1 清掃総務費	人口	一人につき 四五九円
2 収集作業費	人口	一人につき 一、四五八円
3 収集車両費	人口	一人につき 二、五八五円
4 处理処分費	人口	一人につき 一、四五九円

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費	人口	一人につき 二五、九七六円
1 議会総務費	人口	一人につき 一三、三〇七円
二 民生費	人口	一人につき 六五、一五三円
1 社会福祉費	人口	一人につき 一八一、七六四円
2 老人福祉費	人口	一人につき 一三五、五二〇円
3 生活保護費	人口	一人につき 一、一八五、八八〇円
4 児童福祉費	人口	一人につき 六四一、一〇一円
5 国民健康保険事業助成費	被保険者数	一人につき 三一、八八七円
6 後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき 七五、一四一円
四 清掃費	人口	一人につき 八、八一〇円
1 清掃総務費	人口	一人につき 四六九円
2 収集作業費	人口	一人につき 五、〇八六円
3 収集車両費	人口	一人につき 一、四五九円
4 处理処分費	人口	一人につき 二、六九一円

経費の種類		測定単位	単位費用	人口									
議会総務費	民生費			人口	人口	人口	人口	人口	事業所数	人口	人口	人口	人口
1 議会総務費	1 社会福祉費	人口	一人につき	人口	一人につき	人口	一人につき	人口	一箇所につき	五七、九九三円	二、六三五円	一につき	三九五円
2 老人福祉費	2 児童福祉費	人口	六十五歳以	人口	六十五歳以	人口	六十五歳以	人口	一平方メートルにつき	一〇五八円	一一九円	一につき	二、〇五八円
3 儿童福祉費	3 儿童福祉費	人口	十五歳未満	人口	十五歳未満	人口	十五歳未満	人口	一平方メートルにつき	一、五八五円	一、五八五円	一につき	一一九円
二 投資的経費		測定単位	単位費用	人口									
1 議会総務費	1 公債費			元利償還金	一円につき	一円	一円につき	一円	一人につき	九四、一五一、九九六円	一、〇一一、四二四円	一につき	二、六三五円
2 財産費	2 財産費			年度支払額	一円につき	一円	一円につき	一円	一人につき	一六、六三五円	一、五二七、八二二円	一につき	一、五二七、八二二円
3 その他行政費	3 その他行政費			人口	幼稚園数	学校数	学級数	学校数	一人につき	九五、八三六、〇八九円	一、五二七、八二二円	一につき	九五、八三六、〇八九円
八 その他諸費	八 その他教育費			児童生徒数	学級数	学校数	学校数	生徒数	一人につき	一六、三七八円	九四、一五一、九九六円	一人につき	一六、三七八円
1 公債費	1 公債費			人口	人口	人口	人口	人口	一人につき	九五、八三六、〇八九円	一、五二七、八二二円	一人につき	九五、八三六、〇八九円
2 財産費	2 財産費			人口	人口	人口	人口	人口	一人につき	一六、二九七円	一、五二七、八二二円	一人につき	一六、二九七円
3 その他行政費	3 その他行政費			人口	人口	人口	人口	人口	一人につき	一二、九〇二円	一、五二七、八二二円	一人につき	一二、九〇二円

三 衛生費		四 清掃費		五 経済労働費		六 土木費		七 教育費		八 公園費		九 学校費		十 小学校費		十一 中学校費		十二 その他の教育費	
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	
一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき					
二、一〇九円	一六九円	一一一円	一三二円	七六〇円	二二一円	二〇六円	一、九一三円	六一、一七三、六七一円	六八、一三七、三〇六円	二、四三六円	七九、五六一円	一、五九六円	一、五九六円	一、五九六円	一、五九六円	一、五九六円	一、五九六円	一、五九六円	
園児数	学校数	学校数	学校数	学校数	学校数	学校数	学校数	小学校費	中学校費	小学校費	その他の教育費	小学校費	中学校費	小学校費	中学校費	小学校費	中学校費	小学校費	

三 衛生費		四 清掃費		五 経済労働費		六 土木費		七 教育費		
1 衛生費	1 収集作業費	1 生活經濟費	1 处理処分費	1 建築公害費	1 都市整備費	1 道路橋りよう費	1 公園費	1 小学校費	1 中学校費	1 その他の教育費
人口	人口	人口	人口	人口	人口	道路面積	人口	学校数	学校数	園児数
人口	人口	人口	人口	人口	人口	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
人口	人口	人口	人口	人口	人口	一平方メートルにつき	一人につき	一校につき	一校につき	一人につき
人口	人口	人口	人口	人口	人口	二二六円	二三〇円	一〇五、四二六、〇三二円	八八、四二三、〇六七円	一、八五四円
人口	人口	人口	人口	人口	人口	八四一円	三〇七円	八八、一九円	三、二七九円	一、八四五円
人口	人口	人口	人口	人口	人口	一一人につき	一一人につき	一一人につき	一一人につき	一一人につき
人口	人口	人口	人口	人口	人口	二三〇円	二三〇円	二三〇円	二三〇円	二三〇円



改正案（平成三十一年四月一日施行）

第一条から第十一条まで（現行のとおり）

（基準財政収入額の算定方法）

第十二条 基準財政収入額は、令第二百十条の十二第一項に定める基準税率をもつて算定した当該特別区の普通税（地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読み替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する普通税をいう。）の収入見込額の合算額に、地方税法第七十一条の二十六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）、同法第七十一条の四十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税配当割に係る交付金（以下「配当割交付金」という。）、同法第七十一条の六十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税株式等譲渡所得割に係る交付金（以下「株式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）、同法第一百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法第一百四十三条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（次項において「自動車取得税交付金」という。）並びに地方税法等の一部を改正する等の法律第二条の規定による改正後の地方税法（次項において「平成二十八年改正後的地方税法」という。）第一百七十七条の六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の収入見込額に百分の八十五を乗じて得た額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百三十二号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により当該特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付

現行（平成二十九年四月一日現在）

第一条から第十一条まで（略）

（基準財政収入額の算定方法）

第十二条 基準財政収入額は、令第二百十条の十二第一項に定める基準税率をもつて算定した当該特別区の普通税（地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読み替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する普通税をいう。）の収入見込額の合算額に、地方税法第七十一条の二十六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）、同法第七十一条の四十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税配当割に係る交付金（以下「配当割交付金」という。）、同法第七十一条の六十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税株式等譲渡所得割に係る交付金（以下「株式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）、同法第一百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに

法第一百四十三条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の収入見込額に百分の八十五を乗じて得た額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百三十二号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により当該特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策

同

金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、東京都規則で定めるところにより算定するものとする。

収入の項目	収入見込額の算定の基礎
一 特別区民税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであった税額
二 軽自動車税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであった税額
二の一 平成二十八年改正後の地方税法第四百四十二条第一号に規定する軽自動車税の環境性能割	前三年度に課税された、又は課税されるべきであった税額
三 特別区たばこ税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであった税額
四 鉱産税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであった税額
五 利子割交付金	前三年度に交付された、又は納付されるべきであった税額
六 配当割交付金	前三年度に交付された交付金の額
七 株式等譲渡所得割交付金	前三年度に交付された交付金の額
八 地方消費税交付金	当該年度の各特別区への交付見込額の合計額として知事が算定した額
九 ゴルフ場利用税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十 自動車取得税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十一 地方揮発油譲与税	前三年度に交付された交付金の額
十二 自動車重量譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十三 航空機燃料譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十四 交通安全対策特別交付金	前三年度に交付された交付金の額

第十三条から第十八条まで (現行のとおり)

附 則 (平成一九年東京都条例第八十号)  
(施行期日)

特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、東京都規則で定めるところにより算定するものとする。

収入の項目	収入見込額の算定の基礎
一 特別区民税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであった税額
二 軽自動車税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであった税額
三 特別区たばこ税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであった税額
四 鉱産税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであった税額
五 利子割交付金	前三年度に交付された交付金の額
六 配当割交付金	前三年度に交付された交付金の額
七 株式等譲渡所得割交付金	前三年度に交付された交付金の額
八 地方消費税交付金	当該年度の各特別区への交付見込額の合計額として知事が算定した額
九 ゴルフ場利用税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十 自動車取得税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十一 地方揮発油譲与税	前三年度に交付された交付金の額
十二 自動車重量譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十三 航空機燃料譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十四 交通安全対策特別交付金	前三年度に交付された交付金の額

第十三条から第十八条まで (略)

附 則 (平成一九年東京都条例第八十号)  
(施行期日)

1から8まで（現行のとおり）

9 新条例第十二条第一項の規定の適用については、平成三十一年度においては、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定により読み替えられた施行令第二百十条の十二第一項の規定に基づき、新条例第十二条第一項中「の収入見込額に」とあるのは、「並びに地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条の規定により当該特別区に交付するものとされる地方特例交付金の収入見込額に」とする。

10から13まで（現行のとおり）

1から8まで（略）

9 新条例第十二条第一項の規定の適用については、平成二十四年度以後の各年度においては、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定により読み替えられた施行令第二百十条の十二第一項の規定に基づき、新条例第十二条第一項中「並びに同法第百四十三条规定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）」とあるのは、「同法第百四十三条规定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）及び地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条の規定により当該特別区に交付するものとされる地方特例交付金」とする。

10から13まで（略）



第三条による改正（都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例）

（昭和四十三年東京都条例第十五号）新旧対照表（抄）

改正案（平成三十一年四月一日施行）

現行（平成三十一年四月一日現在）

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例

第一条及び第一条（現行のとおり）

（交付金の総額）

第三条 交付金の総額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる市町村税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する固定資産税、都民税及び特別土地保有税（以下「調整税」という。）の収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の四の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数でん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）との合算額に百分の五十五を乗じて得た額（次項において「交付金総額」という。）とする。

2 每年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に百分の五十五を乗じて得た額（以下この項において「交付金見込額」という。）に第一号の額を加算し、又は当該年度における交付金見込額から第二号の額を減額した額とする。

一 当該年度の前年度以前の年度における交付金総額が当該前年度以前の年度における交付金見込額を超える場合における当該超過額

一 当該年度の前年度以前の年度における交付金総額が当該前年度以前の年度における交付金見込額に満たない場合における当該不足額

第四条から第十一条まで（現行のとおり）

（基準財政収入額の算定方法）

第十二条 基準財政収入額は、令第二百十条の十二第一項に定める基準税率をもつて算定した当該特別区の普通税（地方税法第一条第二項において同法第

第一条及び第二条（略）

（交付金の総額）

第三条 交付金の総額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる市町村税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する固定資産税、都民税及び特別土地保有税（以下「調整税」という。）の収入額

の合算額に百分の五十五を乗じて得た額とする。

2 每年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額から第一号の額を加算し、又は当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額

の合算額に百分の五十五を乗じて得た額とする。

一 当該年度の前年度以前の年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額が当該前年度以前の年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額を超過する場合における当該超過額

一 当該年度の前年度以前の年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額が当該前年度以前の年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額に満たない場合における当該不足額

第四条から第十一条まで（略）

（基準財政収入額の算定方法）

第十二条 基準財政収入額は、令第二百十条の十二第一項に定める基準税率をもつて算定した当該特別区の普通税（地方税法第一条第二項において同法第

七百三十六条第一項の規定による読み替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する普通税をいう。)の収入見込額の合算額に、地方税法第七十一条の二十六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税利子割に係る交付金(以下「利子割交付金」という。)、同法第七十条の四十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税配当割に係る交付金(以下「配当割交付金」という。)、同法第七十一条の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税株式等譲渡所得割に係る交付金(以下「株式等譲渡所得割交付金」という。)、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金(以下「地方消費税交付金」という。)、同法第一百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金(以下「ゴルフ場利用税交付金」という。)並びに

同法第一百七十七条の六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金(以下「環境性能割交付金」という。)の収入見込額に百分の八十五を乗じて得た額並びに地方揮発油譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)、自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)及び航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の規定により当該特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、東京都規則で定めるところにより算定するものとする。

収入の項目	収入見込額の算定の基礎
一 特別区民税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額

七百三十六条第一項の規定による読み替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する普通税をいう。)の収入見込額の合算額に、地方税法第七十一条の二十六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税利子割に係る交付金(以下「利子割交付金」という。)、同法第七十条の四十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税配当割に係る交付金(以下「配当割交付金」という。)、同法第七十一条の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税株式等譲渡所得割に係る交付金(以下「株式等譲渡所得割交付金」という。)、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金(以下「地方消費税交付金」という。)、同法第一百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金(以下「ゴルフ場利用税交付金」という。)並びに

同法第一百七十七条の六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金(以下「環境性能割交付金」という。)の収入見込額に百分の八十五を乗じて得た額並びに地方揮発油譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)、自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)及び航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の規定により当該特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、東京都規則で定めるところにより算定するものとする。

収入の項目	収入見込額の算定の基礎
一 特別区民税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額

		二 軽自動車税
	1 環境性能割	前三年度に納付された、又は納付さ れるべきであつた税額
2 種別割		前三年度に課税された、又は課税さ れるべきであつた税額
三 特別区たばこ税		前三年度に納付された、又は納付さ れるべきであつた税額
四 鉱産税		前三年度に納付された、又は納付さ れるべきであつた税額
五 利子割交付金		前三年度に納付された、又は納付さ れるべきであつた税額
六 配当割交付金		前三年度に交付された交付金の額
七 株式等譲渡所得割交付金		前三年度に交付された交付金の額
八 地方消費税交付金		前三年度に交付された交付金の額
九 ゴルフ場利用税交付金		前三年度に交付された交付金の額
十 環境性能割交付金		前三年度に交付された交付金の額
十一 地方揮発油譲与税		前三年度に譲与された譲与税の額
十二 自動車重量譲与税		前三年度に譲与された譲与税の額
十三 航空機燃料譲与税		前三年度に譲与された譲与税の額
十四 交通安全対策特別交付金		前三年度に交付された交付金の額

		二 軽自動車税
		二の二 平成二十八年改正後の地方 税法第四百四十二条第一号に規定 する軽自動車税の環境性能割
三	特別区たばこ税	前三年度に課税された、又は課税さ れるべきであつた税額
四	鉱産税	前三年度に納付された、又は納付さ れるべきであつた税額
五	利子割交付金	前三年度に納付された、又は納付さ れるべきであつた税額
六	配当割交付金	前三年度に交付された交付金の額
七	株式等譲渡所得割交付金	前三年度に交付された交付金の額
八	地方消費税交付金	前三年度に交付された交付金の額
九	ゴルフ場利用税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十	自動車取得税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十一	地方揮発油譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十二	自動車重量譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十三	航空機燃料譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十四	交通安全対策特別交付金	前三年度に交付された交付金の額

附 則（平成一九年東京都条例第八十号）  
（施行期日）  
1から8まで（現行のとおり）

9 新条例第十二条第一項の規定の適用については、平成三十二年度以後の各年度においては、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定により読み替えられた施行令第二百十条の十二第一項の規定に基づき、新条例第十二条第一項中「の収入見込額に」とあるのは、「並びに地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条の規定により当該特別区に交付するものとされる地

附 則（平成一九年東京都条例第八十号）  
（施行期日）  
（略）  
1から8まで

新条例第十二条第一項の規定の適用については、平成三十一年度においては、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定により読み替えられた施行令第二百十条の十二第一項の規定に基づき、新条例第十二条第一項中「の収入見込額に」とあるのは、「並びに地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条の規定により当該特別区に交付するものとされる地方特例交付金の収入見込額に

方特例交付金の収入見込額に」とする。  
10から13まで（現行のとおり）

額に」とする。  
10から13まで（略）

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）について

### 一 改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十六号）の施行による地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

### 二 改正の内容

平成二十八年第二回都議会定例会で改正を行つた「都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例」の改正規定の一部を削除する。

### 三 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

第  
号  
議  
案

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年 月 日

提出者

東京都知事

小

池

百

合

子

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

題名の改正規定を削る。

第三条の改正規定中「、「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の四の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数であん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）と」「百分の五十五を乗じて得た額」の下に「（以下「交付金総額」という。）」を加え、同条第二項中「、当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十

五を乗じて得た額」を「、当該年度における調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に百分の五十五を乗じて得た額（以下「交付金見込額」という。）」に、「又は当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「又は当該年度における交付金見込額」に改め、同項第一号及び第二号中「調整税の収入額に百分の五十五を乗じて得た額」を「交付金総額」に、「調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「交付金見込額」に改め「を削る。

#### 第十二条の改正規定を削る。

附則第一項の見出しを「（施行期日）」に改め、同項中「、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定（「第二項第三号」を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改める部分に限る。）は」を削り、同項に次のただし書き加える。

ただし、次項の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則第二項中「平成二十四年度」を「平成二十九年度」に、「及び」、「第一百四十三条第一項」を「第一百七十七条の六第一項」に、「自動車取得税」を「環境性能割」に「」を削る。

附則第三項から第七項までを削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十六号）の施行による地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

改正案

現行

第三条第一項中「第二項第三号」を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改める。

題名中「都と特別区及び」を「都及び特別区並びに」に改める。

第三条第一項中「第二項第三号」を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の四の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数でん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）と」を、「百分の五十五を乗じて得た額」の下に「（以下「交付金総額」という。）」を加え、同条第二項中「当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「当該年度における調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に百分の五十五を乗じて得た額（以下「交付金見込額」という。）」に、「又は当該年度における調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「又は当該年度における交付金見込額」に改め、同項第一号及び第二号中「調整税の収入額に百分の五十五を乗じて得た額」を「交付金総額」に、「調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて得た額」を「交付金見込額」に改める。

第十二条第一項中「第一百四十三条第一項」を「第一百七十七條の六第一項」に、「自動車取得税」を「環境性能割」に、同条第二項の表中「

二 軽自動車税  
　　1 環境性能割  
　　2 種別割

前二年年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額

」を「

二 軽自動車税  
　　1 環境性能割  
　　2 種別割

前二年年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額

前二年年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額

」に、同表第十号中「自動車取得税交付金」を「環境性能割交付金」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

(都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「[及び]」を「[並びに]」に改める。

(都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成二十四年度」を「平成二十九年度」に、「[及び]」を「[並びに]」に、「第一百四十三条规定第一項」を「第一百七十七条の六第一項」に、「自動車取得税」を「環境性能割」に改める。

### (経過措置)

- 平成二十九年度に限り、この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第一項中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の四の規定による率」とあるのは、「百分の二・七」とする。

- 平成二十九年度における新条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数」とあるのは、「各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

- 平成三十年度における新条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「額」とあるのは、「額（以下この条において「法人の事業税額」という。）の三分の一に相当する額」と、「従業者数」とあるのは、「従業者数で、法人の事業税額の三分の二に相当する額を各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

## 附 則

### (施行期日等)

- この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定（第一項第三号）を「第二項（第二号に係る部分に限る。）に改める部分に限る。」は、公布の日から施行する。

(都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「[及び]」を「[並びに]」に、「第一百四十三条规定第一項」に、「自動車取得税」を「環境性能割」に改める。

民税の法人税割額」とする。

6| 平成三十一年度における新条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「額を」とあるのは「額（以下）」の條において「法人の事業税額」という。）の三分の一に相当する額を」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、法人の事業税額の三分の一に相当する額を各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

7| 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度に限り、新条例第十二条第二項の表第二号1中「前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額」及び同号2中「前二年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額」並びに同表第十号中「前三年度に交付された交付金の額」とあるのは、それぞれ「東京都規則で定めるとするにより算定した額」とする。

